

障害者自立支援法等の改正について

平成21年9月9日の連立政権合意において、『障害者自立支援法』は廃止し、制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な新しい制度をつくることとされています。この新たな制度を作るため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、議論や検討が行われています。

この新たな制度ができるまでの間、『障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保険福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律』が平成22年12月に公布されました。

この法律では、障害者自立支援法や児童福祉法等の一部が改正されます。

●主な改正内容

【平成23年10月改正】

○グループホーム・ケアホームの家賃助成

- ・グループホーム・ケアホーム入居者への支援として、居住に要する費用を上限1万円まで助成。

○重度の視覚障害者の同行援護の創設

- ・重度の視覚障害者の移動支援について、自立支援給付の対象サービス『同行援護』を創設。

【平成24年4月改正】

○相談支援の充実

- ・地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等について『地域移行支援』、24時間の相談支援体制について『地域定着支援』を自立支援給付の対象サービスとして創設。
- ・サービス等利用計画案を作成し、支給決定前の参考とするよう見直す。サービス等利用計画案作成の対象者も拡大。
- ・障害児の通所サービスにおいて、『障害児相談支援』サービスを創設。

○障害児支援の強化

- ・障害種別ごとにわかれた施設体系について、児童福祉法を基本とした通所・入所の利用形態別で一元化。よって、障害者自立支援法の『児童デイサービス』が廃止し、障害児通所支援として『放課後等デイサービス』、『保育所等訪問支援』サービスを創設。

詳しくは厚生労働省のホームページへ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/jiritsu_kaiseihou/index.html